

(志願者向け資料 2)

保護者の海外転勤等を事由とする埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格の特例について

令和 8 年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における募集は、埼玉県教育委員会ホームページに掲載されている「令和 8 年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」（以下「実施要項等」という。）に基づいて実施されますが、特に、保護者の海外勤務等に伴い、下記 1 のいずれか一つに該当する者については、必要書類を持参の上、所定の手続きをとり、出願資格があると認定された場合には、本県の公立高等学校に出願できます。

なお、県立吹上秋桜高等学校の令和 8 年度秋季募集における出願資格認定申請手続きについては、以下の 5 を参照してください。

1 出願資格の要件及び提出書類

- (1) 海外日本人学校又は外国の学校を修了する見込みの者（学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者）で、志願者及び保護者が本県に居住することが確実な場合

(注) ここでいう保護者とは、父及び母の二人（もしくは父又は母の一方）をいいます。父も母も生存しない場合は未成年後見人をいいます。

- ア 令和 8 年 3 月 31 日までに志願者が保護者とともに帰国し、志願者及び保護者が県内に居住できる場合

[提出書類]

(ア) 「令和 8 年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」（埼玉県教育委員会所定用紙）

(イ) 保護者の勤務先の長（社長、所長（支店長）、部長又は課長）が発行した海外勤務（予定）に関する証明書（任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があるもの）（様式自由）

(ウ) 保護者の住居に関する証明書（家屋の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し、公営住宅の入居証明書等）

要 件	必 要 書 類
ア 保護者の帰国等により、県内の社宅に保護者とともに転居する場合	保護者の勤務先の長（社長、所長（支店長）、部長又は課長）が発行した帰国後の住居が記載された証明書 (注) ・ 帰国の発令予定日は、原則として令和 8 年 4 月 1 日以前であること。 ・ 転勤（予定）証明書には、社長、所長（支店長）、部長又は課長の署名があること。 ・ 埼玉県内の住所から通勤可能な勤務先に転勤するものであること。 ・ 勤務先の社宅名、所在地及び入居予定日が転勤（予定）証明書に記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。

イ 埼玉県内の保護者名義の家屋に保護者とともに転居する場合	家屋の登記事項証明書（登記簿謄本） （注）・ 申請日から３か月以内に発行されたものであること。 ・ 賃貸等を行っている場合には、３月３１日までに明け渡される旨の証明書を添付のこと。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。
ウ 家屋の新築により、県内に保護者とともに転居する場合	確認済証（建築物）の写し （注）・ 建築主住所氏名欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置・地名・地番欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 工事完了予定日欄に、３月３１日までの日が記載されていること。未記入の場合は、別に工務店等の証明書を添付のこと。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。
エ 家屋の購入により、県内に保護者とともに転居する場合	建物売買契約書の写し （注）・ 買主欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 引渡年月日欄に３月３１日までの日が記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。
オ 独立行政法人都市再生機構（ＵＲ都市機構）、公営住宅の賃貸家屋に保護者とともに転居する場合	賃貸借契約書の写し、入居証明書等 （注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 入居年月日欄に３月３１日までの日が記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。
カ 一般の賃貸家屋に保護者とともに転居する場合	賃貸借契約書の写し （注）・ 借主欄に保護者の氏名が記載されていること。 ・ 敷地の位置欄に埼玉県内の市町村名が記載されていること。 ・ 入居年月日欄に３月３１日までの日が記載されていること。 転居後、直ちに、転居したことを示す住民票の写しを提出してください。

（備考）志願者と保護者が県内に居住していれば、別居であっても出願可能です。要件のア～カに基づき、志願者及び保護者の転居先が確認できる必要書類をそれぞれ

れ提出してください。

- イ 令和8年3月31日までに志願者のみが先に帰国し、本県に居住している親族と同居する場合（志願者と親族が県内に居住すれば、別居であっても出願は可能。ただし、志願者が高等学校在学中に保護者が帰国し県内に居住予定であること）

[提出書類]

(ア)「令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」(埼玉県教育委員会所定用紙)

(イ) 保護者の勤務先の長(社長、所長(支店長)、部長又は課長)が発行した海外勤務(予定)に関する証明書(任地、赴任期間、帰国予定、帰国後の勤務地、帰国後の住居等の記載があり、社長、所長(支店長)、部長又は課長の署名があるもの)(様式自由)

(ウ) 保護者に代わり志願者の身元を引き受ける親族の承諾書(様式自由)

(エ) 上記(ウ)の親族の現住所を証明できる書類(住民票の写し(申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの)等)

※…志願者と親族が県内に居住すれば、別居であっても出願可能です。この場合、志願者及び親族の住所に関する証明書をそれぞれ提出してください。

(オ) 出願事由を説明する書類(様式自由)

- (2) 県内の中学校卒業者(令和8年3月卒業見込みの者を含む。)で、保護者とともに県内に生活の本拠があったが、保護者が一時的に海外勤務となり、志願者が本県に居住する親族と同居することとなった場合(志願者と親族が県内で別居していても出願は可能)

[提出書類]

上記(1)アの(ア)、(イ)、(ウ)及び上記(1)イの(ウ)、(エ)

- (3) 外国において日本の中学校に相当する課程を修了(令和8年3月修了見込みを含む。)した外国人と保護者、又は保護者の海外勤務によらず外国において日本の中学校に相当する課程を修了(令和8年3月修了見込みを含む。)した日本人と保護者が、令和8年3月31日までに県内に居住できる場合、又は志願者及び保護者が県内に居住している場合

[提出書類]

上記(1)アの(ア)、(ウ)及び外国の最終学校の修了(修了見込み)を証明する書類

(備考1) 既に志願者及び保護者が県内に居住している場合は、上記(1)アの(ウ)については、保護者の氏名が記載されている住民票の写し(申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの)で代えることができます。

なお、志願者と保護者が県内で別居している場合は、志願者の氏名、保護者の氏名が記載されている住民票の写しをそれぞれ提出することで、代えることができます。

(備考2) 外国人特別選抜に出願する場合は、他に外国の最終学校の成績証明書、外国人登録証明書又は在留カードの写し等が必要です。

2 手続を行う期間及び場所

(1) 期間

令和7年12月1日(月)から令和8年2月9日(月)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和7年12月29日(月)から令和8年1月2日(金)ま

での間を除く。)

受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで（なお、可能な限り令和 8 年 2 月 6 日（金）までに出席資格の認定を受けてください。）

(2) 場所

- ア 全日制の課程の県立高等学校への志願の場合
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課 学事担当
電話 048-830-6735
- イ 定時制又は通信制の課程の県立高等学校への志願の場合
志願先の県立高等学校
- ウ 市立高等学校への志願の場合
当該各市教育委員会

(3) 手続の方法等

上記 (1) の期間外においては、手続を行うことはできませんので、期間内に手続が行えるよう提出書類の準備をお願いします。

保護者又はその代理人が、該当する書類を手続場所へ持参してください。

出席資格を認定された「埼玉県立高等学校入学志願者の出席資格認定申請書」、出席書類等が交付されます。

3 入学願書の入力等について

- (1) 出席資格の認定後、電子出席システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行ってください。
- (2) 調査書は、出席資格の認定後、所定の様式を用い、実施要項等に基づいて出身中学校長に作成してもらってください。

4 出席手続及び志願先の変更等

(1) 出席手続

出席書類等（調査書等）の提出の際、あらかじめ認定を受けた「埼玉県立高等学校入学志願者の出席資格認定申請書」を提出してください。提出方法は、原則、中学校がまとめて郵送により行います。ただし、郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできます。

(2) 志願先高等学校を変更する場合

出席後における志願先変更については、実施要項等に従って行います。この場合は、改めて出席資格の認定の申請は行わず、変更前の高等学校で返還された「埼玉県立高等学校入学志願者の出席資格認定申請書」を志願先変更証明書に添付してください。

ただし、定時制の課程から全日制の課程への志願先変更の場合には、全日制の課程への出席前に県立学校人事課学事担当において上記 1 及び 2 の手続を行うことが必要です。

- (3) (2) の取扱いは、公立高等学校から公立高等学校へ志願先を変更する場合をいい、県立高等学校と市立高等学校の別は問いません。

5 県立吹上秋桜高等学校の令和 8 年度秋季募集における出席資格認定申請手続

(1) 秋季募集における出席資格の要件及び提出書類

出席資格の要件については、上記 1 と同じです。ただし、上記 1 中の「3 月 31 日」は、「9 月 30 日」に、「4 月 1 日以前」は、「10 月 1 日以前」に置き換えてください。

また、上記１（３）中の「令和８年３月修了見込み」は、「令和８年９月までに修了見込み」に置き換えてください。

（２）秋季募集の手続を行う期間

令和８年８月３日（月）から令和８年８月２５日（火）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和８年８月１２日（水）から令和８年８月１４日（金）までの間を除く。）

受付時間は午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで（なお、可能な限り令和８年８月２４日（月）までに出願資格の認定を受けてください。）

（３）場所

県立吹上秋桜高等学校

（４）手続の方法等

上記（２）の期間外においては、手続を行うことはできませんので、期間内に手続が行えるよう提出書類の準備をお願いします。

保護者又はその代理人が、該当する書類を手続場所へ持参してください。

出願資格を認定された「埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」、出願書類等が交付されます。

６ 問い合わせ先

（１）出願資格認定申請手続について

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当

（電話０４８－８３０－６７３５）

（２）電子出願及び出願書類等（調査書等）について

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課

（電話０４８－８３０－６７６６）

受付番号_____

令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

申請者氏名_____

保護者との関係 ()

令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者として出願資格を認定していただきたいので、
下記のとおり申請します。

記

志願者	氏 名			昭和・平成	年	月	日生
	現 住 所				電話		
	新 住 所						
	出身中学校等名						
保護者	氏 名			志願者との関係			
	現 住 所				電話		
	新 住 所						
転 居 予 定 日		志願者			保護者		
申請事由及び添付書類(いずれも該当する□に✓印を記入する。)		申請事由	添付資料				
		<u>1 保護者の海外勤務</u> ☐ 保護者とともに帰国 <u>(保護者と同居)</u> ☐ 保護者とともに帰国 <u>(志願者及び保護者が県内に居住)</u> ☐ 親族と同居 ☐ 志願者及び親族が県内に居住 <u>2 外国人及び上記1以外の日本人</u> ☐ 保護者とともに転居 <u>(保護者と同居)</u> ☐ 保護者とともに居住 <u>(志願者及び保護者が県内に居住)</u>	☐ 海外勤務に関する証明書 ☐ 家屋の登記事項証明書 (申請日から3か月以内に発行されたもの) ☐ 入居証明書・賃貸借契約書等 ☐ 住民票の写し (申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの) ☐ 親族の身元引受書 ☐ 親族の現住所を証明できる書類 ☐ 最終学校の修了(見込み)証明書 ☐ その他 ()				

審査の結果、出願資格があることを認定します。

令和 年 月 日

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長



(注) 課長印のないものは無効です。

(参考)

申請時における志願先高等学校名	埼玉県立	高等学校
-----------------	------	------

受付番号_____

令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書

記入
しない

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

申請者氏名 出願 一郎

保護者との関係（ 本人 ）

令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者として出願資格を認定していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

志願者	氏 名	出 願 太 郎	昭和・平成22年10月15日生		
	現 住 所	NORTH APARTMENT 4 sukhumvit SOI 50 klongton-nam wattana Bangkok THAILAND		電話	123-456-7891
	新 住 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1-401			
	出身中学校等名	〇〇〇日本人学校			
保護者	氏 名	出 願 一 郎	志願者との関係		父
	現 住 所	同上		電話	同上
	新 住 所	同上			
転 居 予 定 日		志願者 令和8年3月15日		保護者 同左	
申請事由及び添付書類（いずれも該当する□に✓印を記入する。）		申請事由	添付資料	1 保護者の海外勤務 ✓ 保護者とともに帰国（保護者と同居） □ 保護者とともに帰国（志願者及び保護者が県内に居住） □ 親族と同居 □ 志願者及び親族が県内に居住 2 外国人及び上記1以外の日本人 □ 保護者とともに転居（保護者と同居） □ 保護者とともに居住（志願者及び保護者が県内に居住）	
				✓ 海外勤務に関する証明書 □ 家屋の登記事項証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの） ✓ 入居証明書・賃貸借契約書等 □ 住民票の写し（申請日から3か月以内に発行され、個人番号の記載がないもの） □ 親族の身元引受書 □ 親族の現住所を証明できる書類 □ 最終学校の修了（見込み）証明書 □ その他（ ）	

審査の結果、出願資格があることを認定します。

令和 年 月 日

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

印

(注) 課長印のないものは無効です。

(参考)

申請時における志願先高等学校名	埼玉県立	高砂	高等学校
-----------------	------	----	------

海外勤務に関する証明書の記載例

海外勤務に関する証明書

令和7年12月12日

(宛先)

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長

社長、所長（支店長）、部長又は課長など、勤務先の上司にあたる方の署名

高砂台株式会社
バンコク支社長
浦和 一郎

海外駐在中である社員の家族について、帰国予定であることを証明いたします。

海外勤務をしている保護者の氏名です

1 社員氏名

出願 一郎（しゅつがん いちろう）

2 勤務先

高砂台株式会社バンコク支社

NORTH APARTMENT 4 sukhumvit SOI 50 klongton-nam wattana Bangkok THAILAND

現在の勤務先について御記入ください

3 赴任期間

令和6年1月18日から現在に至る

4 家族氏名

妻 出願 花子
長男 出願 太郎
次男 出願 次郎

帯同家族を全員分御記入ください

5 帰国予定日

(※家族全員が帰国する場合)

令和8年3月15日帰国予定

保護者及び帯同家族の帰国予定の記載（3月31日以前である必要があります。）

(※受検生が一方の保護者と帰国する場合)

家族は、令和8年3月15日に帰国予定
ただし、出願 一郎は、引き続き現地に滞在

帰国後の勤務地の記載
(分かる範囲で)

6 帰国後の勤務地

高砂台株式会社浦和支店（さいたま市）

7 帰国後の住居

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1-401

帰国後の住居の記載（住居表示）
令和8年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書の「新住所」と一致している必要があります。